歳末たすけあい募金活用

社会福祉法人　八王子市社会福祉協議会

平成29年度　地域ささえあい助成事業募集要項　第一次

目的

歳末たすけあい運動に寄せられた募金を財源に、八王子市内で福祉活動を行う団体を支援し、住民参加・交流を促す事業に助成することで、福祉活動の活性化を図る。



［問い合わせ・申込み］

　社会福祉法人　八王子市社会福祉協議会　地域福祉推進課（ボランティアセンター）

　　　　　　　　　〒192-0063八王子市元横山町一丁目29番3号

　　　　　　　　　電話：042-648-5776　　FAX：042-648-6332

　　　　　　　　　ＨＰ：<http://www.8-shakyo.or.jp>

検索

八王子社協



* 募集要項、申込書はホームページからもダウンロードできます。

八王子市社会福祉協議会では、地域で活動している方々と住民の方々の参加を得ながら、つながりあい、ささえあうまちづくりを目指して地域福祉の推進をしています。

この助成事業では、少子高齢化や核家族化などにより地域課題が多様化するなかで、誰もが主役となって支えあっていけるよう、課題解決に向けた活動を市内で行っている団体に対し、助成をします。

１．対象団体

以下の全てに該当する団体

（１）ボランティア団体、非営利活動のグループ・団体（法人格の有無を問わない）

（２）構成員5人以上

（３）市内に所在、活動している団体

２．対象事業

　1～9のいずれかの活動のうち、ア～カの【条件】をすべて満たす事業を対象とします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 対象となる活動 | 具体例等 |
| １ | 地域で福祉活動を担う人材を育成する活動 | 福祉に携わる人材を育成するための講座・体験活動などを行う活動 |
| ２ | 生きがいづくり・仲間づくりのための活動 | 生きがいづくり・仲間づくりの場を設けるための活動 |
| ３ | 見守り活動 | 見守りの組織を作り、要援護者等の見守りを行う活動 |
| ４ | 生活の安全・安心のための活動 | 災害時に備えた要援護者対策の体制づくりや、地域において相談体制を作る活動 |
| ５ | 子どもの健全育成のための活動 | 子どもが集う場を設ける等、子どもの健全育成をするための活動 |
| ６ | 啓発・情報提供のための活動 | 障がいや認知症等について、市民に啓発・情報提供をするための講座や調査等を行う活動 |
| ７ | 障がい者と地域住民の交流活動 | 障がい者と地域住民の交流を促す活動 |
| ８ | 家事援助等のたすけあい活動 | 家事援助、配食等のたすけあいの活動 |
| ９ | その他の活動 | その他、地域の福祉を推進する活動 |

【条件】

ア．申請時において、その事業に対して、市もしくは他の団体から助成や委託を受けていないこと（高齢者、子育てサロン活動は本助成の対象外）

イ．総事業費が30万円以下で、自主財源が伴っていること

ウ．宗教活動、政治活動、営利活動を目的としていないこと

エ．団体会員のみを対象に行うものでないこと（町会、自治会は除く）

オ．サークル的な活動ではないこと

カ．同一団体が本助成を受けるのは、原則5回までとするが、2回目以降については、事業の発展性が認められること、または異なる事業であること

３．募集内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象団体 | 申込み時点で、設立後3年未満の団体で、本助成が初回の場合 | 本助成を受ける回数が5回未満の団体 |
| 助成額上限 | 20万円以内（千円未満切り捨て） | 15万円以内（千円未満切り捨て） |
| 対象となる経費 | ◎消耗品費／印刷製本費／使用料、賃借料／謝礼金／通信運搬費／交通費◎給食材料費（会議等での飲食費、接待、寸志、交際費等の間接経費は除く）◎備品整備（継続的な活動を支援するためのもので、個人の備品に属さないもの）◎その他事業実施に必要と認められるもの | ◎消耗品費／印刷製本費／使用料、賃借料／謝礼金／通信運搬費／交通費◎給食材料費（会議等での飲食費、接待、寸志、交際費等の間接経費は除く）◎その他事業実施に必要と認められるもの |

４．助成金額（総額200万円）

　審査の結果、助成金額の減額や助成金交付ができないことがあります。

５．対象事業の実施期間

平成29年4月１日～平成30年3月31日

６．申込み方法

所定の申込書に必要事項を記入し、添付書類と併せて事前連絡のうえ、**ボランティアセンターまで直接持参してください。**（提出時に15分～20分程度のヒアリングを行います）

（１）応募は1団体につき1事業のみとなります。

（２）提出書類は原則として返却しません。

（３）本会の「当事者団体助成」と併せての応募はできません。

（４）申込書を提出していただいても、要件に合わない場合は受理できないことがあります。

※ 申込書の配布

本会ホームページ「各種助成のご案内」からダウンロードできます。

①ボランティアセンター（元横山町一丁目29番3号）

②ボランティアセンター南大沢分室（南大沢二丁目17番5号保健福祉センター南大沢分室内）

③社会福祉協議会（市役所8階）

④地域福祉推進拠点石川（八王子市石川町481　石川事務所2階）

７．提出書類

（１）申込書（様式1）、収支予算概要（様式2）

（２）定款、会則、規約など

（３）平成29年度事業計画書、予算書

（４）平成28年度事業報告書、決算書

（５）団体を紹介するパンフレットなどの案内書

（６）返信用82円切手

８．申込み受付期間

平成29年1月10日（火）　～　平成29年2月10日（金）

（土曜・日曜・祝日を除く午前9時～午後5時まで）

9．審査方法

平成29年3月3日に開催の歳末たすけあい募金配分検討委員会にて厳正な審査・選考のうえ、助成団体及び助成額を決定します。

なお、審査日には必要に応じて、プレゼンテーションを行っていただきます。

10．審査基準

（１）事業の必要性

地域課題の解決に必要な事業であるか。

（２）実現性

事業を実施する体制（他団体・機関・事業者等との連携・協力があるか等）が整っているか。

（３）有効性

地域課題の解決に関して、事業の効果が期待できるものか。市民に効果が還元できるものか。

（４）発展性

事業に継続性・発展性があり、他団体等との連携などによって、八王子市内の地域福祉に貢献する事業であるか。

（５）事業費の適正性

　　 事業の内容、見込まれる成果を勘案して、妥当な事業費か。

（６）助成金の必要性

 事業に助成金が必要あるのか。

* 自主財源が十分確保されている事業（助成金がなくても実施できる事業）については、助成金を上乗せすることで「事業の効果が高まる」、「事業の拡充を図れる」ことが必要となります。

11．結果通知と助成金交付

　平成29年3月中旬頃に結果通知を送付。

交付は、平成29年4月中旬にボランティアセンターにて現金で交付します。その際に審査結果についての説明を行いますので、必ずご担当者がお越しください。

１2．その他

・事業終了後60日以内に所定の報告書にて報告をしていただきます。（最終提出期限は平成30年4月30日）

・助成金の交付を受けた場合は、活動の際に「歳末たすけあい募金」を活用していることを明示及び表示してください。

・申込みに偽り、その他不正な手段により交付を受け、または、申込み内容と相違する使用方法があった場合には、取り消しや返還を求めることがあります。また、申込み後にやむを得ず変更する場合は、すみやかに本会にご連絡ください。